



県章

# 三重県公報

昭和58年1月14日 金曜日 第11138号

## 目次

### 規則

- 三重県証紙条例施行規則の一部を改正する規則 (管理課) 2
- 町及び字の区域を設定及び変更する旨の届出 (地方課) 2
- 医療機関の指定 (社会課) 3
- 指定医療機関からの休止の届出 (同) 4
- 指定医療機関からの廃止の届出 (同) 5
- 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに療養取扱機関の申出の受理 (保険課) 5
- 医療機関の指定 (予防課) 5
- 医療機関からの指定辞退 (同) 6
- 保安林の指定をする予定である旨の通知 (林業課) 6
- 保安林の指定を解除する予定である旨の通知 (同) 7
- 同件 (同) 8
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知 (同) 8
- 公有水面埋立竣功認可及びその関係書類の閲覧 (漁港課) 9
- 同件 (同) 10
- 同件 (同) 12
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 12

### 公告

- 三重県公営企業の業務状況の公表 (財政課) 15
- 三重県卸売市場整備計画の一部変更 (農蚕園芸課) 31
- 土地改良事業を適当とする旨の決定及びその関係書類の縦覧 (耕地第一課) 31
- 土地改良区の解散命令 (同) 31
- 土地改良区役員の退任及び就任の届出 (同) 31
- 土地改良区役員の住所変更の届出 (同) 36

- 宅地建物取引業者の業務の停止 (開発指導課) 36
- 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出 (都市計画課) 36
- お知らせ
- 県有財産の競売 (公安委員会) 37
- 正 誤
- 昭和57年10月15日付け三重県公報第11113号 (河川課) 37

規 則

三重県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年一月十四日

三重県知事 田 川 亮 三

三重県規則第一号

三重県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

三重県証紙条例施行規則(昭和四十四年三重県規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中第二十七号を第二十八号とし、第二十四号から第二十六号までを一号ずつ繰り下げ、第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四 警備業法施行令(昭和五十七年政令第三百八号)第一条に規定する手数料

附 則

この規則は、昭和五十八年一月十五日から施行する。

告 示

三重県告示第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、四日市市の区域内において、次のとおり町及び字の区域を設定及び変更する旨、同市長から届出があつた。

この届出に係る町及び字の区域の設定及び変更の効力は、昭和58年2月1日から生ずるものとする。

昭和58年1月14日

三重県知事 田 川 亮 三

1 四日市市富田栄町とする区域

四日市市西富田町字勘上11の1から11の7まで、12の1、12の2、12の4、12の7、12の8、12の10、12の11、13の1、13の2、14、15、16の1から

16の3まで、17の1、17の2、18の1から18の5まで、19の1から19の5まで、20の1から20の5まで、21の1から21の6まで、22の1から22の6まで、23の1から23の6まで、24、25の1、25の2、25の5、25の6、26の1から26の4まで、27の1から27の4まで、28の1から28の3まで、29の1から29の3まで、30、30の1から30の3まで、31の1から31の6まで、32の1、32の3から32の10まで、55の1から55の5まで、56の1、56の2、57の1から57の3まで、58、59、59の2、59の3、60の1、60の3、60の4、61の1から61の3まで、62の1、62の2、63の1から63の3まで、64、64の1、66の1、66の2、67、74の1から74の12まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部、字大宮田237の2、239の5、239の9、240の5、241の1、241の2、242、243の5、243の6、244、245の2、245の5、246、247、249に隣接する道路、水路である国有地の全部、十志町字勘上33の1から33の5まで、34、34の1、34の2、37の1、37の2、38の1、38の2、39の1から39の3まで、40、43、44の1から44の3まで、45の1から45の9まで、46の1から46の3まで、52の1から52の3まで、53の1から53の4まで、54の1から54の8まで、78の1から78の9まで、79の1から79の11まで、80の1から80の11まで、81の1から81の9まで、82の1、82の3、82の4、83、83の1から83の10まで、84の1、84の3、84の4及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部、字丑之起85の7、85の8、86、87、87の2に隣接する道路である国有地の全部

2 四日市市大字茂福字坪之内に編入する区域

四日市市西富田町字勘上1の1から1の7まで、2の1から2の7まで、3の1から3の6まで、4の1、4の2、5の1、5の2、6の1から6の9まで、6の11から6の14まで、7の1から7の12まで、8、8の1から8の4まで、8の6、8の7、8の11から8の13まで、9の1から9の5まで、10の1から10の3まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに23の5、23の6、26の4、27の1、27の4、30の3に隣接する道路、水路である国有地の全部

3 四日市市大字茂福字丸之内に編入する区域

四日市市十志町字勘上35、36、41の1、41の2、42、47及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部、西富田町字勘上30、31の1、31の6に隣接する道路、水路である国有地の全部

三重県告示第12号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定した。

昭和58年1月14日

三重県知事 田川 亮 三

指定医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
白子小児歯科	田原 葉子	鈴鹿市白子町 字長オサ2938 サンヤマトビル1F	57.11.1
堀口歯科医院	堀口 秀春	鈴鹿市桜島町5丁目 14-3	57.11.1
医療法人橋南病院	医療法人 橋南病院	津市南中央28-13	57.11.1
吉田歯科医院	吉田 昌夫	松阪市黒田町 1702-1	57.11.1
日比小児科	日比 正明	伊勢八日市場町 9-2	57.12.1
梅川産婦人科クリニック	梅川 宏司	名張市桔梗ヶ丘 8番町5-2	57.11.15
紀洋会診療所	矢部 幸宣	熊野市飛鳥町 小坂915-6	57.12.1
日生歯科診療所	学校法人 日生学園	一志郡白山町 大字八対野2739	57.11.15
医療法人西井病院 附属天白クリニック	医療法人 西井病院	一志郡三雲村 大字曾原811-1	57.4.19
サカモト調剤薬局	阪本 隆夫	多気郡明和町 前野414-2	57.10.1
さの整形外科	佐野 実	津市広明町360	58.1.1
嶋内科	嶋 久子	鈴鹿市柳町637	57.12.15
山本胃腸科	山本 宣一	鈴鹿市岸岡町16-7	57.12.15
瀧川歯科医院	瀧川 尚	一志郡白山町 南家城759	57.12.15

三重県告示第13号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項第2号の規定により、次のとおり指定医療機関から休止の届出があつた。

昭和58年1月14日

三重県知事 田川 亮 三

指定医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	休止年月日
熊野市立飛鳥国民健康保険診療所	熊野市	熊野市飛鳥町 小坂511-8	57.12.1

三重県告示第14号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項第2号の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があつた。

昭和58年1月14日

三重県知事 田川 亮 三

指定医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	廃止年月日
森栄歯科	森 栄之助	桑名市内堀26	57.10.16
中山外科	中山 秀雄	四日市市八王子町 2108-3	57.12.28
岩田橋産婦人科病院	医療法人 岩田橋病院	津市南中央28-13	57.11.1
筒井産婦人科	筒井 忠	津市中央8-30	55.12.30

三重県告示第15号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条ノ3第1項の規定により、次のとおり保険医療機関及び保険薬局を指定し、並びに国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第37条第3項の規定により、療養取扱機関の申出の受理があつたものとみなされた。

昭和58年1月14日

三重県知事 田川 亮 三

名称	所在地	指定及び申出 受理年月日
紀洋会診療所	熊野市飛鳥町小坂915の6	57.12.1
日比小児科	伊勢市八日市場町9-2	57.12.1
ヒルサワ薬局	上野市忍町2620	57.12.1

三重県告示第16号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、次のとおり医療機関を指定した。

昭和58年1月14日

三重県知事 田川 亮 三

名称	所在地	開設者	指定年月日
かとう小児科	名張市桔梗ヶ丘 5番地2街区48番	加藤 正彦	57.9.16
小淵病院	一志郡一志町 高野254-1	小淵 欽哉	57.10.15
東谷呼吸循環器科	伊勢市神久5丁目 7番56号	東谷 喬伸	57.10.20

紀洋会診療所	熊野市飛鳥町 小阪915-6	矢部 幸宣	57.11.29
嶋内科	鈴鹿市柳町637	嶋 久子	57.12.13
しみず小児科	津市西古河町522	志水 正憲	57.12.15
山本胃腸科	鈴鹿市岸岡町16-7	山本 宣一	57.12.21

三重県告示第17号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、次の医療機関から指定の辞退があつた。

昭和58年1月14日

三重県知事 田川 亮 三

名称	所在地	開設者	辞退年月日
笹屋 医院	南牟婁郡御浜町 阿田和4501	笹屋 昌平	57.8.4
カトウ 医院	桑名市桑栄町2	加藤 昭	57.11.30
永井 内科	桑名市東太丸 647-72	永井 一	57.10.20
近藤 内科	桑名市深谷町 下深谷4088	近藤 幹生	57.10.30
二川 医院	桑名市一色町95	二川 登	57.11.30
村田 医院	桑名郡長島町 大倉1の345	村田 金一	57.11.30
玉井 医院	桑名市大字江場 1394-1	玉井 甫	57.10.30
水谷 内科医院	桑名市北寺町11	水谷 健三	57.10.18
内藤 外科医院	桑名市内堀147	内藤 広義	57.10.30
小松原 医院	桑名市馬道1丁目61	小松原 義一	57.12.1
平田 外科医院	桑名市中央町 1丁目32の2	平田 規夫	57.11.30

三重県告示第18号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨、通知があつた。

昭和58年1月14日

三重県知事 田川 亮 三

第1

- 1 保安林予定森林の所在場所  
阿山郡大山田村大字富永字長者久保1453の2、1456

- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、伊賀地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

第2

- 1 保安林予定森林の所在場所  
久居市榑原町字奥山4183の1（次の図に示す部分に限る。）、4183の25
  - 2 指定の目的  
水源のかん養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、中勢北部地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 「次の図」及び「次のとおり」は、省略しその図面及び関係書類を三重県農林水産部林業事務局林業課並びに久居市役所及び大山田村役場に備え置いて縦覧に供する。

三重県告示第19号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨、通知があつた。

昭和58年1月14日

三重県知事 田川 亮 三

第1

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
度会郡紀勢町柏野字本谷2186の6（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

林道用地とするため

第2

1 解除予定に係る保安林の所在場所

度会郡度会町小萩字白倉389・389の1・389の2・389の3・字登り尾390・字猫ノ尾398の1・398の2（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

林道用地とするため

「次の図」は、省略し、その図面を三重県農林水産部林業事務局林業課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。

三重県告示第20号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨、通知があつた。

昭和58年1月14日

三重県知事 田川亮三

1 解除予定に係る保安林の所在場所

度会郡大内山村字栃古谷5156の7（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

林道用地とするため

「次の図」は、省略し、その図面を三重県農林水産部林業事務局林業課及び大内山村役場に備え置いて縦覧に供する。

三重県告示第21号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、通知があつた。

昭和58年1月14日

三重県知事 田川亮三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

度会郡大内山村字芦谷2129の29、字栃古谷5156の1、5156の5から5156の10まで、字志古谷5162の1から5162の5まで、5163の1から5163の5まで、字米ヶ谷奥5211の53、5211の54、5211の57、5211の60、5211の80、5211の84、5211の85、5211の102、5211の107、字杉谷5396の2から5396の9まで、5396の12から5396の17まで、5396の34から5396の37まで、5396の48から5396の54まで、5396の66から5396の68まで、字大平谷4482の6、4490、4491、4493、字権兵衛4869の9、字大谷4880の12、4883から4887まで、4889から4891まで、4893の2から4893の10まで、4893の13、4893の14、字池ノ谷越4896の3（次の図に示す部分に限る。）、4897の3、4897の8、4897の10、4897の11、字定本4385の6、4385の15から4385の19まで、4385の30、4385の53、4385の102、4385の107、4385の110から4385の112まで、字奥唐子4407から4414まで、4416の2、4416の5、4416の6、字栃古5557の1

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として代採をすることができる立木は、南勢志摩地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部林業事務局林業課及び大内山村役場に備え置いて縦覧に供する。

三重県告示第22号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり竣功認可した。

なお、関係書類は、尾鷲市役所に備え置いて、この告示の日から起算して10年間縦覧に供する。

昭和58年1月14日

三重県知事 田川亮三

1 竣功認可年月日

昭和58年1月5日

2 免許年月日及び番号

昭和51年5月1日

三重県指令漁港第103号

3 竣功認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

津市広明町13番地

三重県

代表者

津市観音寺町446-20

三木浦漁港管理者

三重県知事 田川亮三

4 埋立ての位置、区域及び面積

(1) 位置

尾鷲市三木浦町字向井山612、612-14、615、字フタマタ608、609、字瀬崎606番地先公有水面

(2) 区域

公有水面埋立の免許(昭和51年6月8日付け三重県告示第372号) 2埋立区域(2)区域アに定める区域

(3) 面積

1,898.00㎡

三重県告示第23号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり竣功認可した。

なお、関係書類は、尾鷲市役所に備え置いて、この告示の日から起算して10年間閲覧に供する。

昭和58年1月14日

三重県知事 田川亮三

1 竣功認可年月日

昭和58年1月5日

2 免許年月日及び番号

昭和51年5月1日

三重県指令漁港第103号

3 竣功認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

津市広明町13番地

三重県

代表者

津市観音寺町446-20

三木浦漁港管理者

三重県知事 田川亮三

4 埋立ての位置、区域及び面積

(1) 位置

尾鷲市三木浦町字小口26番地字ソワイ道下4番地の5地先公有水面

(2) 区域

次の各点を順次直線で結びそれに囲まれた区域

A点 三木浦港灯台(北緯33°59'01"3、東経136°14'31")より120°25' L=86.4m

B点 A点より157°17' L=20.9m

C点 B点より75°00' L=2.5m

D点 C点より90°00' L=3.1m

E点 D点より270°00' L=38.1m

F点 E点より270°00' L=1.7m

G点 F点より135°00' L=1.0m

H点 G点より135°00' L=1.7m

I点 H点より270°00' L=11.1m

J点 I点より270°00' L=3.1m

K点 J点より90°00' L=7.5m

L点 K点より58°25' L=24.0m

M点 L点より127°00' L=21.6m

N点 M点より178°30' L=8.7m

O点 N点より191°50' L=3.6m

P点 O点より213°00' L=3.3m

Q点 P点より215°00' L=2.7m

R点 Q点より197°15' L=1.0m

S点 R点より85°00' L=1.3m

T点 S点より95°00' L=8.1m

U点 T点より90°00' L=0.5m

V点 U点より270°00' L=5.9m

W点 V点より120°00' L=4.7m

X点 W点より229°00' L=0.5m

Y点 X点より90°00' L=10.7m

Z点 Y点より270°00' L=1.8m

A'点 Z点より135°00' L=0.9m

B'点 A'点より135°00' L=1.8m

C'点 B'点より270°00' L=43.8m

D'点 C'点より270°00' L= 3.1m

(3) 面積

1,267.91㎡

三重県告示第24号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり竣功認可した。

なお、関係書類は、尾鷲市役所に備え置いて、この告示の日から起算して10年間閲覧に供する。

昭和58年1月14日

三重県知事 田川亮三

- 1 竣功認可年月日  
昭和58年1月5日
- 2 免許年月日及び番号  
昭和55年8月4日  
三重県指令漁港第2-20号
- 3 竣功認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名  
津市広明町13番地  
三重県  
代表者

津市観音寺町446-20

三木浦漁港管理者

三重県知事 田川亮三

4 埋立ての位置、区域及び面積

(1) 位置

尾鷲市三木浦町字小口26番地字ソワイ道下4番地の5地先公有水面

(2) 区域

公有水面埋立免許(昭和55年8月15日付け三重県告示第401号)の3埋立区域の(2)区域に定める区域

(3) 面積

504.06㎡

三重県告示第25号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

昭和58年1月14日

三重県知事 田川亮三

第1

- 1 急傾斜地崩壊区域の名称  
東広急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地  
四日市市北山町字東広、西広
- 3 区域の土地の表示

次のイの地点とロの地点を市道野中線の官民地境界線に沿って結んだ線、ロの地点からへの地点までを順次直線で結んだ線、への地点とトの地点を四日市市北山町字東広1570の2、1573と1570の1、1574、1576の境界線に沿って結んだ線、トの地点とイの地点を山鼻用水の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域及びこれに介在する国有地又は公有地

イの地点 四日市市北山町字西広1604と市道野中線と山鼻用水の境界線の交わる地点

ロの地点 四日市市北山町字西広1599の1、1599の2と市道野中線の境界線の交わる地点

ハの地点 四日市市北山町字東広1583の12、1583の13と市道北山中上線の境界線の交わる地点

ニの地点 四日市市北山町字東広1583の8、1583の9と1583の10の境界線の交わる地点

ホの地点 四日市市北山町字東広1583の土地に存する標柱

への地点 四日市市北山町字東広1570の2の土地に存する標柱

トの地点 四日市市北山町字東広1573、1576と山鼻用水の境界線の交わる地点

第2

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
垣内地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地  
一志郡白山町大字垣内字西上山
- 3 区域の土地の表示

一志郡白山町大字垣内字西上山376、377、380、380の2、384、384の2、385、386、387、388、390、391、392、393、393の1、394、395、396、397、398、398の1、399の1、399の2、400、401、402、403、404、404の1、405、406の1、406の2、407、408、413、414、428、428の内第1、429の土地及びこれらに介在する国有地又は公有地

第3

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

福田山上出地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

一志郡白山町大字福田山字上出

3 区域の土地の表示

一志郡白山町大字福田山字上出827の1、827の2、827の3、828、829の1、829の2、829の3、829の4、830、831の1、832の1、833、833の1、833の2、834、843の1、843の2、844、845の1、845の2、846、847の1、847の2、847の3、848、849の1、850、851の1の土地及びこれらに介在する国有地又は公有地

第4

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

相賀渡利町地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

北牟婁郡海山町大字相賀字渡利町、在ノ上

3 区域の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号と2号を認定外道路の官民地境界線に沿って結んだ線、標柱2号と3号を北牟婁郡海山町大字相賀字渡利町44の1と47、同字在ノ上34の1の境界線に沿って結んだ線、標柱3号から12号までを順次直線で結んだ線、標柱12号と1号を町道渡利幹線の官民地境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域及びこれに介在する国有地又は公有地

標柱 所在地

1号	北牟婁郡海山町大字相賀字渡利町46番1
2号	〃 〃 〃 〃 44番1
3号	〃 〃 〃 〃 〃
4号	〃 〃 〃 字在ノ上34番5
5号	〃 〃 〃 〃 〃
6号	〃 〃 〃 〃 15番1
7号	〃 〃 〃 〃 〃
8号	〃 〃 〃 字渡利町20番
9号	〃 〃 〃 〃 〃
10号	〃 〃 〃 〃 21番
11号	〃 〃 〃 〃 25番
12号	〃 〃 〃 〃 28番



地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、昭和57年4月1日から同年9月30日までの三重県公営企業の業務状況を次のとおり公表する。

昭和58年1月14日

三重県知事 田 川 亮 三

水道事業

1 事業の概況

志摩水道用水供給事業は、志摩郡5町に対し、1日最大給水量3万1,000m<sup>3</sup>を給水している。

中勢水道用水供給事業は、津市、久居市、一志郡一志町、白山町、嬉野町及び三雲村に対し、1日最大給水量8万1,416m<sup>3</sup>を給水している。

北勢水道用水供給事業は、四日市市、桑名市、鈴鹿市、桑名郡長島町、木曾岬村、三重郡楠町、朝日町及び川越町に対し、1日最大給水量8万300m<sup>3</sup>を給水している。

南勢水道用水供給事業は、松阪市及び伊勢市を中心とする南勢地域の3市8町村を給水区域とし、1日最大計画給水量16万700m<sup>3</sup>（うち専用施設12万9,506m<sup>3</sup>）、総事業費564億円で、昭和50年度から着工し、現在施行中である。

2 経理の状況

今期末の経理の状況は、損益計算書（別表1）及び貸借対照表（別表2）のとおりである。

3 決算の状況

昭和56年度決算の状況は、昭和56年度三重県水道事業決算書（別表3）のとおりである。



別表1

## 損益計算書

昭和57年4月1日から  
昭和57年9月30日まで

(単位 円)

費用		収益	
科目	金額	科目	金額
営業費用	810,310,602	営業収益	1,340,733,787
原水及び浄水費	273,082,008	給水収益	1,340,340,187
配水費	89,536,097	その他営業収益	393,600
業務費	94,664,406		
係費	78,253,091		
減価償却費	274,154,000		
資産減耗費	621,000		
営業外費用	663,488,478	営業外収益	134,956,237
支払利息及び企業債取扱諸費	634,820,478	受取利息	5,714,091
受託工事費	28,668,000	他会計補助金	100,013,500
		受託工事収益	28,668,000
		雑収益	560,646
当期費用合計	1,473,799,080		
当期純利益	1,890,944		
合計	1,475,690,024	合計	1,475,690,024

別表2

## 貸借対照表

昭和57年9月30日現在

(単位 円)

科目	金額	科目	金額
固定資産	32,246,063,162	固定負債	556,325,430
有形固定資産	31,995,400,763	引当金	389,587,731
無形固定資産	170,250,493	その他固定負債	166,737,699
投資	80,411,906	流動負債	930,186,054
流動資産	645,053,739	一時借入金	781,056,880
現金預金	264,727,291	未払金	122,129,174
未収金	328,416,598	その他流動負債	27,000,000
貯蔵品	23,825,338	負債合計	1,486,511,484
前払金	1,084,512	資本金	23,793,401,548
その他流動資産	27,000,000	自己資本金	554,741,000
		借入資本金	23,238,660,548
		剰余金	7,611,203,869
		資本剰余金	8,150,200,618
		欠損金	538,996,749
		(うち当期純利益)	(1,890,944)
		資本合計	31,404,605,417
資産合計	32,891,116,901	負債資本合計	32,891,116,901

(注) 有形固定資産の減価償却累計額 2,899,751,876円

別表3

昭和56年度三重県水道事業決算書

1 収益の収入及び支出

収入

(単位 円)

区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
第1款 水道事業収益	2,867,667,000	2,901,480,721	33,813,721	
第1項 営業収益	2,601,222,000	2,635,201,554	33,979,554	
第2項 営業外収益	238,899,000	238,732,923	△166,077	
第3項 特別利益	27,546,000	27,546,244	244	

支出

(単位 円)

区 分	予 算 額	決 算 額	不 用 額	備 考
第1款 水道事業費用	2,881,834,000	2,874,240,362	7,593,638	
第1項 営業費用	1,596,673,000	1,592,533,627	4,139,373	
第2項 営業外費用	1,284,161,000	1,281,706,735	2,454,265	
第3項 予備費	1,000,000	0	1,000,000	

2 資本的収入及び支出

収入

(単位 円)

区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
第1款 資本的収入	4,691,839,000	4,686,784,128	△5,054,872	翌年度繰越額に 係る財源充当額 30,523,000円を 含む。
第1項 企業債	2,706,000,000	2,706,000,000	0	
第2項 補助金	1,456,948,000	1,456,948,000	0	
第3項 出資金	456,793,000	456,793,000	0	
第4項 負担金	39,873,000	34,910,000	△4,963,000	
第5項 雑収入	17,800,000	17,702,208	△97,792	
第6項 固定資産売却代金	14,425,000	14,430,920	5,920	

支 出

(単位 円)

区 分	予 算 額	決 算 額	翌年度繰越額	不 用 額	備 考
第1款 資本的支出	5,464,494,000	5,391,962,800	67,724,000	4,807,200	
第1項 建設改良費	4,711,295,000	4,638,764,773	67,724,000	4,806,227	
第2項 投 資	80,000,000	80,000,000	0	0	
第3項 企業債償還金	669,257,000	669,256,392	0	608	
第4項 返 還 金	3,942,000	3,941,635	0	365	

工業用水道事業

1 事業の概況

北伊勢工業用水道事業は、既設の四日市、第1期、第2期、第3期事業と昭和52年3月から一部給水を開始した第4期事業をあわせて、1日給水量87万8,600m<sup>3</sup>の工業用水を北伊勢工業地帯へ供給している。

また、松阪工業用水道事業は、1日給水量3万3,800m<sup>3</sup>を松阪臨海工業地帯へ、中伊勢工業用水道事業は、1日給水量1万6,600m<sup>3</sup>を津市内の工場へそれぞれ供給している。

建設事業では、昭和45年度から着工した北伊勢工業用水道第4期建設事業は、木曾川総合用水事業に水源を求め、四日市市、桑名市、鈴鹿市、三重郡桶町、朝日町及び川越町にわたる北伊勢地域に、1日給水量72万m<sup>3</sup>（うち36万m<sup>3</sup>は、昭和52年3月一部給水開始済）の工業用水を供給しようとするものである。総事業費は、327億4,140万2千円（水資源開発公団負担金を含む。）で、昭和57年度完成を目途に施行中である。

鈴鹿工業用水道建設事業は、鈴鹿市内陸部の将来の工業用水の需要に対処するため、水資源開発公団施行の三重用水事業に水源を求め、1日給水量2万4,000m<sup>3</sup>の工業用水を確保しようとするもので、昭和47年度から事業に参画し、水源費の負担を行つている。

長良川河口堰関連工業用水道事業は、北伊勢地域の将来の工業用水の需要に対処するため、水資源開発公団施行の長良川河口堰建設事業に水源を求め、1日給水量67万5,000m<sup>3</sup>を確保しようとするもので、昭和49年度から事業に参画し、水源費の負担を行つている。

2 経理の状況

今期末の経理の状況は、損益計算書（別表1）及び貸借対照表（別表2）のとおりである。

3 決算の状況

昭和56年度決算の状況は、昭和56年度三重県工業用水道事業決算書（別表3）のとおりである。

別表1

## 損益計算書

昭和57年4月1日から  
昭和57年9月30日まで

(単位 円)

費用		収益	
科目	金額	科目	金額
営業費用	1,830,030.601	営業収益	2,657,087,128
原水及び浄水費	1,027,765,307	給水収益	2,655,835,551
配水費	108,989,897	その他営業収益	1,251,577
業務費	161,239,921		
総係費	130,730,859		
減価償却費	401,127,000		
資産減耗費	177,617		
営業外費用	586,920,075	営業外収益	9,650,417
支払利息及び企業債取扱諸費	586,388,737	受取利息	7,525,955
受託工事費	470,000	受託工事収益	470,000
雑支出	61,338	雑収益	1,654,462
当期費用合計	2,416,950,676	特別利益	461,155
		その他特別利益	461,155
当期純利益	250,248,024		
合計	2,667,198,700	合計	2,667,198,700

別表2

## 貸借対照表

昭和57年9月30日現在

(単位 円)

科目	金額	科目	金額
固定資産	48,473,932,651	固定負債	1,801,280,220
有形固定資産	46,433,568,935	引当金	533,374,604
無形固定資産	1,919,969,798	その他固定負債	1,267,905,616
投資	120,393,918	流動負債	763,977,228
流動資産	544,644,869	一時借入金	349,552,000
現金預金	47,756,888	未払金	380,939,228
未収金	436,821,707	その他流動負債	33,486,000
貯蔵品	25,597,784	負債合計	2,565,257,448
前払費用	62,430	資本金	28,444,115,553
前払金	1,406,060	自己資本金	1,895,747,488
その他流動資産	33,000,000	借入資本金	26,548,368,065
		剰余金	18,009,204,519
		資本剰余金	17,447,145,603
		利益剰余金	562,058,916
		(うち当期純利益)	(250,248,024)
		資本合計	46,453,320,072
資産合計	49,018,577,520	負債資本合計	49,018,577,520

(注) 有形固定資産の減価償却累計額 7,182,709,339円

## 別表3

## 昭和56年度三重県工業用水道事業決算書

## 1 収益的収入及び支出

## 収入

(単位 円)

区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
第1款 工業用水道 事業収益	5,453,606,000	5,454,356,589	750,589	
第1項 営業収益	5,343,888,000	5,344,669,416	781,416	
第2項 営業外収益	109,351,000	109,330,111	△20,889	
第3項 特別利益	367,000	357,062	△9,938	

## 支出

(単位 円)

区 分	予 算 額	決 算 額	不用額	備 考
第1款 工業用水道 事業費用	5,138,869,000	5,070,023,806	68,845,194	
第1項 営業費用	3,908,584,000	3,841,544,980	67,019,020	
第2項 営業外費用	1,228,305,000	1,228,478,826	△173,826	
第3項 予備費	2,000,000	0	2,000,000	

## 2 資本的収入及び支出

## 収入

(単位 円)

区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
第1款 資本的収入	1,622,934,000	1,635,452,387	12,518,387	翌年度繰越額に 係る財源充当額 22,776,016円を 含む。
第1項 企業債	1,221,000,000	1,234,000,000	13,000,000	
第2項 補助金	287,800,000	287,800,000	0	
第3項 借入金	20,728,000	20,728,000	0	
第4項 雑収入	84,840,000	84,352,036	△487,964	
第5項 負担金	8,538,000	8,538,000	0	
第6項 固定資産売却 代金	28,000	34,351	6,351	

## 支 出

(単位 円)

区 分	予 算 額	決 算 額	翌年度繰 越額	不用額	備 考
第1款 資本的支出	3,492,832,010	3,115,615,722	369,012,821	8,203,467	
第1項 建設改良費	2,006,085,010	1,629,445,464	369,012,821	7,626,725	
第2項 投 資	120,000,000	120,000,000	0	0	
第3項 企業債償還 金	1,336,198,000	1,336,197,307	0	693	
第4項 返 還 金	30,549,000	29,972,951	0	576,049	

## 電 気 事 業

## 1 事業の概況

長、宮川第一、宮川第二、宮川第三、三瀬谷及び青蓮寺の6発電所（最大出力（最大出力80,000KW）で発電している。

上半期の目標電力量1億9,570万2,000KWHに対し、1億7,960万5,319 KWHの実績となった。

## 2 経理の状況

今期末の経理の状況は、損益計算書（別表1）及び貸借対照表（別表2）のとおりである。

## 3 決算の状況

昭和56年度決算の状況は、昭和56年度三重県電気事業決算書（別表3）のとおりである。

## 別表1

## 損益計算書

昭和57年4月1日から  
昭和57年9月30日まで

(単位 円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営業費用	729,299,594	営業収益	961,366,105
宮川第一水力発電費	59,484,657	電力料	960,065,071
宮川第二水力発電費	185,861,288	その他営業収益	1,301,034
宮川第三水力発電費	49,644,320		
長水力発電費	20,633,062		
三瀬谷水力発電費	124,236,949		
大杉貯水池費	99,204,807		
青蓮寺水力発電費	12,003,634		
一般管理費	178,230,877		
財務費用	137,316,693	財務収益	11,285,477
支払利息及び企業債取扱諸費	137,316,693	受取利息	11,285,477
営業外費用	109,427	営業外収益	170,203
雑支出	109,427	雑収益	170,203
当期費用合計	866,725,714		
当期純利益	106,096,071		
合 計	972,821,785	合 計	972,821,785

## 別表2

## 貸借対照表

昭和57年9月30日現在

(単位 円)

科 目	金 額	科 目	金 額
固定資産	7,637,281,829	固定負債	289,216,387
有形固定資産	7,356,911,670	引当金	172,628,387
無形固定資産	100,072,959	その他固定負債	116,588,000
投資	180,297,200	流動負債	535,569,436
流動資産	361,613,608	一時借入金	400,000,000
現金預金	177,294,130	未払金	77,696,000
未収金	179,330,138	未払費用	57,873,436
貯蔵品	4,667,384	負債合計	824,785,823
前払費用	262,500	資本金	6,655,841,301
前払金	59,456	自己資本金	2,229,000,000
		借入資本金	4,426,841,301
		剰余金	518,268,313
		資本剰余金	133,381,952
		利益剰余金	384,886,361
		(うち当期純利益)	(106,096,071)
		資本合計	7,174,109,614
資産合計	7,998,895,437	負債資本合計	7,998,895,437

(注) 有形固定資産の減価償却累計額 6,872,743,802円

## 別表3

## 昭和56年度三重県電気事業決算書

## 1 収益的収入及び支出

## 収入

(単位 円)

区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
第1款 電気事業収益	1,824,659,000	1,810,600,074	△14,058,926	
第1項 営業収益	1,815,422,000	1,800,679,145	△14,742,855	
第2項 営業外収益	2,341,000	2,632,349	291,349	
第3項 特別利益	6,896,000	7,288,580	392,580	

## 支出

(単位 円)

区 分	予 算 額	決 算 額	不 用 額	備 考
第1款 電気事業費用	1,584,531,000	1,558,337,385	26,193,615	
第1項 営業費用	1,340,772,000	1,316,698,087	24,073,913	
第2項 財務費用	237,039,000	237,020,262	18,738	
第3項 営業外費用	3,041,000	2,985,736	55,264	
第4項 予備費	2,000,000	0	2,000,000	
第5項 特別損失	1,679,000	1,633,300	45,700	

## 2 資本的収入及び支出

## 収入

(単位 円)

区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
第1款 資本的収入	834,370,000	834,370,553	553	
第1項 企業債	828,000,000	828,000,000	0	
第2項 補助金	5,561,000	5,561,000	0	
第3項 返還金	660,000	660,000	0	
第4項 固定資産売却代金	149,000	149,553	553	

## 支出

(単位 円)

区 分	予 算 額	決 算 額	不 用 額	備 考
第1款 資本的支出	1,377,674,000	1,377,306,973	367,027	
第1項 建設改良費	878,385,000	878,018,836	366,164	
第2項 建設準備費	7,000,000	7,000,000	0	
第3項 投資	180,000,000	180,000,000	0	
第4項 企業債償還金	304,349,000	304,348,137	863	
第5項 固定負債返還金	7,940,000	7,940,000	0	

## 土地開発事業

## 1 事業の概況

健全なレクリエーションと憩いの場となる保健休養地を提供するため、緑豊かな高原に、総事業費19億余円で造成した青山高原保健休養地は、昭和48年度から分譲を開始し、本年度も引きつづき分譲を実施している。

## 2 経理の状況

今期末の経理の状況は、損益計算書(別表1)及び貸借対照表(別表2)のとおりである。

## 3 決算の状況

昭和56年度決算の状況は、昭和56年度三重県土地開発事業決算書(別表3)のとおりである。

## 別表1

## 損益計算書

昭和57年4月1日から  
昭和57年9月30日まで

(単位 円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営業費用	44,628,694	営業収益	38,490,000
土地売却原価	16,214,688	土地売却収益	38,490,000
一般管理費	28,414,006		
営業外費用	9,191,215	営業外収益	1,612,716
支払利息及び企業債取扱諸費	9,191,215	受取利息	1,160,458
		雑収益	452,258
		当期収益合計	40,102,716
		当期純損失	13,717,193
合 計	53,819,909	合 計	53,819,909

## 別表2

## 貸借対照表

昭和57年9月30日現在

(単位 円)

科 目	金 額	科 目	金 額
固定資産	252,400	流動負債	20,517,355
有形固定資産	73,240	未払金	5,052,955
無形固定資産	60,600	前受金	15,464,400
投資	118,560	負債合計	20,517,355
流動資産	435,658,685	資本金	636,070,439
現金預金	151,321,824	自己資本金	82,500,000
前払金	163,304	借入資本金	553,570,439
土地開発資産	284,173,557	欠損金	220,676,709
		欠損金	220,676,709
		(うち当期純損失)	(13,717,193)
		資本合計	415,393,730
資産合計	435,911,085	負債資本合計	435,911,085

別表3

昭和56年度三重県土地開発事業決算書

1 収益的収入及び支出

収入

(単位 円)

区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
第1款 土地開発事業収益	182,910,000	188,861,957	5,951,957	
第1項 営業収益	182,810,000	188,760,000	5,950,000	
第2項 営業外収益	100,000	101,957	1,957	

支出

(単位 円)

区 分	予 算 額	決 算 額	不用額	備 考
第1款 土地開発事業費用	167,819,000	164,293,611	3,525,389	
第1項 営業費用	150,456,000	147,068,329	3,387,671	
第2項 営業外費用	17,363,000	17,225,282	137,718	

2 資本的収入及び支出

収入

(単位 円)

区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
第1款 資本的収入	319,810,000	319,811,335	1,335	
第1項 雑収入	106,000	106,896	896	
第2項 借入金	319,694,000	319,694,439	439	
第3項 固定資産売却代金	10,000	10,000	0	

支出

該当事項なし

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第6条第5項において準用する同条第2項の規定により三重県卸売市場整備計画の一部を次のとおり変更した。

昭和58年1月14日

三重県知事 田 川 亮 三

「次」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部農蚕園芸課及び各県民局農務所又は各県民局農業事務所に備え置いて縦覧に供する。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、安濃町営土地改良事業（団体営は場整備事業 柏野地区）は、適当と決定した。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年1月14日

三重県知事 田 川 亮 三

1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 土地改良事業計画書の写し
- (2) 条例の写し

2 縦覧の期間

昭和58年1月14日から同年2月3日まで

3 縦覧の場所

安濃町役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第135条第1項第2号の規定により、新家南部土地改良区（久居市東鷹跡町）の解散を昭和58年1月7日命令した。

昭和58年1月14日

三重県知事 田 川 亮 三

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から、理事及び監事の退任及び就任の届出があつた。

昭和58年1月14日

三重県知事 田 川 亮 三

○西鹿化土地改良区（四日市市川島町5501）

退任理事

四日市市川島町5501

〃 〃 5407

〃 〃 1654

上 野 俊 一

小 林 忠 雄

稻 垣 収



四日市市川島町1757  
 " " 5565  
 退任監事  
 四日市市川島町5402  
 " " 5566  
 就任理事  
 四日市市川島町5501  
 " " 5407  
 " " 1654  
 " " 1757  
 " " 5565

大久保 音 治  
 山 中 善 作  
 服 部 隆 秀  
 稻 垣 徹 徹  
 上 野 俊 一  
 小 林 忠 雄  
 稻 垣 収 収  
 大久保 音 治  
 山 中 善 作

就任監事  
 四日市市川島町5402  
 " " 5566

服 部 隆 秀  
 稻 垣 徹 徹

○上野西部土地改良区(上野市丸之内36-1)

退任理事  
 上野市上之庄1902  
 " 長田1603の3  
 " 山出1831の1  
 名張市桔梗ヶ丘2の5の46  
 上野市猪田5756  
 " " 5703  
 " " 3778  
 " " 2608  
 " " 2486  
 " " 92  
 " " 1404  
 " 笠部571  
 " " 493  
 " 山出331  
 " " 837  
 " 上之庄1216  
 " 大内2383  
 " " 1948  
 " 大野木1578  
 " " 1404

亀 沢 一  
 鍋 矢 一  
 嶋 川 義 深  
 若 林 義 輝  
 福 本 勉 勉  
 前 川 嘉 己  
 森 井 忠 義  
 西 田 玲 一  
 中 野 正 幸  
 大 森 博 文  
 浜 津 茂 三  
 岡 本 昌 延  
 中 道 吉 造  
 小 山 田 郎  
 稻 川 口 勉  
 川 森 繁 一  
 中 森 和 夫  
 西 森 京 一  
 稻 田 正 夫  
 今 岡 正 夫

上野市大野木835  
 " 朝屋932  
 " " 251  
 " 長田1959  
 " " 2812  
 " " 3007  
 " " 3401

北 村 登 男  
 角 田 恭 一  
 中 村 尚 夫  
 山 派 信 司  
 北 寺 春 重  
 木 根 山 熊 萬  
 三 山 熊 男

退任監事  
 上野市長田4960  
 " 大野木1545  
 " 上之庄1773

權 蛇 三 郎  
 上 田 中 良 甫  
 田 中 良 孝

就任理事  
 上野市上之庄1902  
 " 長田1603の3  
 " 山出1831の1  
 " 大野木1412  
 " 猪田3818

亀 沢 一  
 鍋 矢 義 深  
 嶋 川 義 輝  
 浅 菜 利 文  
 杉 森 利 美  
 前 川 嘉 己  
 松 岡 萬 元  
 中 大 森 保 文  
 大 宮 本 久 良  
 玉 森 本 昌 延  
 岡 本 道 吉 造  
 中 川 口 寅 男  
 西 西 門 森 和 夫  
 門 北 村 登 男  
 今 角 田 正 恭 夫  
 中 百 永 文 衛  
 百 本 佐 武 郎

" " 5843の2  
 " " 5703  
 " " 3759  
 " " 2583  
 " " 92  
 " " 1308  
 " 山出645  
 " 笠部562  
 " " 493  
 " 上之庄1216  
 " " 2069  
 " 大内1948  
 " " 1933  
 " 大野木835  
 " " 1404  
 " 朝屋932  
 " " 251  
 " 長田1982  
 " " 1048

上野市長田3007

〃 〃 2812

〃 〃 3400

〃 下郡139

就任監事

上野市長田4690

〃 大野木1545

〃 山出889

○井和小土地改良区(亀山市井尻町1050)

退任理事

亀山市和田町12

〃 井尻町1019

〃 〃 928

鈴鹿市国府町25-15

亀山市川合町82

〃 和田町19

〃 井尻405-2

退任監事

亀山市和田町1565

〃 川合町1162

就任理事

亀山市井尻町1227

〃 〃 1059

〃 〃 317

〃 和田町1565

〃 川合町1534

鈴鹿市国府町20-26

亀山市和田町12

就任監事

亀山市井尻町1239

〃 和田町19

○高野井土地改良区(一志郡一志町大字田尻)

退任理事

一志郡一志町大字高野1160

〃 〃 〃 1127

〃 〃 〃 1260の1

木根重萬  
北寺春司  
三山文則  
廣岡作太郎

権蛇三郎  
上田甫治  
中森誠治

石河雅義  
桜井美弘  
桜井吉平  
大野吉平  
松上文雄  
渡辺年己  
小寺清

渡部明文  
桜井清文

櫻井清美  
櫻井明美  
櫻井一三  
渡部明夫  
平子光靖  
横山夫  
石河雅義

櫻井勉  
渡辺年己

大市治  
堀浅次郎  
市川久吉

一志郡一志町大字高野1393

〃 〃 大字日置367

久居市庄田町2891

一志郡一志町大字八太1656の1

〃 〃 〃 875

〃 〃 〃 358

〃 〃 大字片野549の1

〃 〃 大字其村597

〃 〃 大字庄村316

久居市須ヶ瀬町

〃 〃 1580の1

〃 〃 1633

退任監事

一志郡一志町大字高野1322

〃 〃 大字片野130

〃 〃 大字庄村312

就任理事

一志郡一志町大字日置367

〃 〃 大字高野1127

〃 〃 大字八太1656の1

〃 〃 大字高野1160

〃 〃 〃 1288

〃 〃 〃 1426

久居市庄田町2891

一志郡一志町大字八太882

〃 〃 〃 358

〃 〃 大字片野549の1

久居市須ヶ瀬町936

〃 〃 1580の1

〃 〃 1633

一志郡一志町大字庄村316

〃 〃 大字其村570

就任監事

一志郡一志町大字高野1322

〃 〃 大字庄村312

〃 〃 大字片野209の2

北林昇助  
奥田武茂  
岸江正史  
西山田正茂  
山田端新夫  
田森田信隆  
松岡正夫  
内保栄藏  
杉山政雄  
中川憲一郎  
渡辺英郎

西田了  
田端清次  
松岡勝一

奥田茂  
堀浅次郎  
西市正史  
大市川久治  
中村喜雄  
岸江武生  
村田幸生  
田端新夫  
森田信隆  
印南良昭  
中川憲一郎  
渡辺英郎  
内保栄藏  
山口利之

西田了  
松岡勝一  
近藤藤

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から、役員の仕事変更の届出があつた。

昭和58年1月14日

三重県知事 田川亮三

○宮川用水土地改良区（伊勢市河崎1丁目11-8）

旧住所

多気郡明和町大字明星1797

下村常男

新住所

多気郡明和町大字明星2283の13

下村常男

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項第2号の規定により、次の宅地建物取引業者の業務の全部停止を命じた。

昭和58年1月14日

三重県知事 田川亮三

- 1 商号 株式会社互惠商事
- 2 代表者氏名 山本一三
- 3 主たる事務所 松阪市愛宕町1丁目87
- 4 免許番号 三重県知事(1)第1259号
- 5 業務全部停止期間 昭和58年1月17日から同年2月10日まで25日間

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、四日市市安島土地区画整理組合から、次のとおり理事の氏名及び住所の届出があつた。

昭和58年1月14日

三重県知事 田川亮三

氏名	住所
岡本 浩	桑名市大山田四丁目8番地の12
堀木 宗一	四日市市浜田町5番29号
水谷 誠一郎	安島一丁目2番29号
石田 保二	安島一丁目2番4号
森 芳子	諏訪栄町1番2号
堀木 三郎	鶯の森一丁目2番3号
堀木 武	浜田町6番10号
山中 純三	小古曾3丁目3番27号

お知らせ

県有財産の競売を次のとおり行いますから、希望者は、現物及び入札心得書を熟覧のうえ参加してください。

昭和58年1月14日

三重県知事 田川亮三

- 1 売払物件
  - (1) 所在地 亀山市東御幸町実泥26
  - (2) 種目及び数量  
土地（宅地） 2117.48㎡
- 2 処分方法  
一般競争入札
- 3 下見の日時及び集合場所  
昭和58年2月7日 午後1時30分  
売払物件の所在地
- 4 入札及び開札の日時及び場所  
昭和58年2月10日 午後1時  
津市広明町13番地 三重県警察本部警務部会計課
- 5 入札心得書及び契約条項を示す場所  
津市広明町13番地 三重県警察本部警務部会計課
- 6 入札保証金  
入札価額の100分の5以上
- 7 契約保証金  
契約金額の100分の10以上
- 8 入札の無効  
入札者が、法令の規定又は契約担当者の決めた入札条件に違反したときは、その入札は、無効とします。
- 9 その他  
詳細事項については、下見及び入札の際に説明します。  
なお、入札の際は、印鑑及び入札者が代理人であるときは委任状を持参してください。

正誤

昭和57年10月15日付け三重県公報第11113号に登載した、公有水面埋立免許（三重県公示第545号）中

ページ	行	誤	正
7	下から7	大字棚橋字焼山	大字棚橋竈字焼山
8	上から14	大字棚橋字焼山	大字棚橋竈字焼山

石油とエネルギーを大切に

毎週火、金曜日発行

購読料(送料共) 1箇月 2,100円

1箇年 25,200円

昭和58年1月14日印刷発行

津市広明町13番地

印刷 三重県総務部学事文書課